

令和3年11月
鉄道・運輸機構

役務（建設コンサル等）における契約保証金の免除について（お知らせ）

当機構発注の役務（建設コンサル等）においては、これまで一部の案件を除き契約保証金の納付を求めていましたが、今般、次のとおり運用を見直すこととしましたのでお知らせします。

1 見直し後の運用

役務（建設コンサル等）において、原則として全ての案件で契約保証金の納付を免除します。

2 運用開始時期

令和3年11月19日以降公示する案件から運用を開始します。

3 注意事項

個別の発注案件ごとの契約保証金の有無については公示等で明示しますので、都度ご確認いただくようお願いします。

なお、役務（建設コンサル等）以外については、これまでの運用と変更ありません。

<本件に関するお問合せ先>

事業監理部 工事契約監理課

電話 045-222-9041

※個別の発注案件については、各案件の契約担当課にお問合せください。